

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則新旧対照表

傍線の部分は改正部分)

改正案		現行													
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（貸付対象世帯等）</p> <p>第三条 条例第二条に規定する貸付事業の貸付対象となる世帯及び当該世帯が貸付けを受けることのできる資金の種類は、次の表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員が属する世帯を除くものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>貸付対象世帯の名称</td> <td>貸付対象世帯の範囲</td> <td>貸付けを受けられる資金</td> </tr> <tr> <td>低所得世帯</td> <td>資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの</td> <td>総合支援資金、福祉資金、教育支援資金</td> </tr> </table>	貸付対象世帯の名称	貸付対象世帯の範囲	貸付けを受けられる資金	低所得世帯	資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（貸付対象世帯等）</p> <p>第三条 条例第二条に規定する貸付事業の貸付対象となる世帯及び当該世帯が貸付けを受けることのできる資金の種類は、次の表のとおりとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員が属する世帯を除くものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>貸付対象世帯の名称</td> <td>貸付対象世帯の範囲</td> <td>貸付けを受けられる資金</td> </tr> <tr> <td>低所得世帯</td> <td>資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの</td> <td>総合支援資金、福祉資金、教育支援資金</td> </tr> </table>	貸付対象世帯の名称	貸付対象世帯の範囲	貸付けを受けられる資金	低所得世帯	資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金
貸付対象世帯の名称	貸付対象世帯の範囲	貸付けを受けられる資金													
低所得世帯	資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金													
貸付対象世帯の名称	貸付対象世帯の範囲	貸付けを受けられる資金													
低所得世帯	資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であつて、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金													
<p>障がい者世帯</p> <p>次に掲げる者の属する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳（知的障がい児（者）の福祉の増進を図るため、児童相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ その他現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成十七年法律第二百二十</p>	<p>障害者世帯</p> <p>次に掲げる者の属する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳（知的障害児（者）の福祉の増進を図るため、児童相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>エ その他現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成十七年法律第二百二十</p>														

	三号)によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者	
高齢者世帯	六十五歳以上の高齢者の属する世帯	福祉資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

第四条～第六条 (略)

(償還方法)

第七条 貸し付ける資金(以下「貸付資金」という。)の償還は、総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金にあつては、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(利子)

第八条 貸付資金の利子は、据置期間内は無利子とし、据置期間経過後は連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は当該貸付資金の額に年一・五パーセント(不動産担保型生活資金第一条の表下欄に掲げる 不動産担保型生活資金)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金にあつては、三パーセント以内)の割合を乗じて計算した金額のものとする。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金については、据置期間経過後も無利子とする。

(延滞利子)

第九条 借受人が貸付資金を償還期日までに償還しなかったときは、当該償還期日の翌日から当該貸付資金の償還の日までの期間の日数に応じ、当該貸付資金の額に年五・〇パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を当該貸付資金の額に加算して徴収するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

第十条・第十一条 (略)

附則 (略)

	三号)によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者	
高齢者世帯	六十五歳以上の高齢者の属する世帯	福祉資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

第四条～第六条 (略)

(償還方法)

第七条 貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の償還は、総合支援資金、福祉資金及び教育支援資金にあつては、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者以下「借受人」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

(利子)

第八条 貸付金の利子は、据置期間内は無利子とし、据置期間経過後は連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は当該貸付金の額に年一・五パーセント(不動産担保型生活資金第一条の表下欄に掲げる 不動産担保型生活資金)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金にあつては、三パーセント以内)の割合を乗じて計算した金額のものとする。ただし、緊急小口資金及び教育支援資金については、据置期間経過後も無利子とする。

(延滞利子)

第九条 借受人が貸付金を償還期日までに償還しなかったときは、当該償還期日の翌日から当該貸付金の償還の日までの期間の日数に応じ、当該貸付金の額に年五・〇パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を当該貸付金の額に加算して徴収するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

第十条・第十一条 (略)

附則 (略)

別表 第二系関係)

資金の種類		資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類
総合支援資金	生活支援費	貸付金額の限度	据置期間	償還期限	総合支援資金	生活支援費	貸付金額の限度
住宅入居費	住宅入居費	二人以上の世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額二十万円 単身世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額十五万円	最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	住宅入居費	住宅入居費	二人以上の世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額二十万円 単身世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額十五万円
一時生活再建費	一時生活再建費	六十万円	貸付けの日、生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	一時生活再建費	一時生活再建費	六十万円
福祉資金	福祉費	五百八十万円	貸付けの日、分割による交付の場合には最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	福祉資金	福祉費	五百八十万円
教育支援資金	教育支援費	十万円	貸付けの日から二月以内	据置期間 経過後十年以内	教育支援資金	教育支援費	十万円
就学支度費	就学支度費	五十万円			教育支援資金	教育支援費	十万円
					緊急小口資金	緊急小口資金	十万円

別表 第二系関係)

資金の種類		資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類	資金の種類
総合支援資金	生活支援費	貸付金額の限度	据置期間	償還期限	総合支援資金	生活支援費	貸付金額の限度
住宅入居費	住宅入居費	二人以上の世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額二十万円 単身世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額十五万円	最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	住宅入居費	住宅入居費	二人以上の世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額二十万円 単身世帯である場合原則三月就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長十二月まで延長できる。）月額十五万円
一時生活再建費	一時生活再建費	六十万円	貸付けの日、生活支援費とあわせて貸付けている場合には、生活支援費の最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	一時生活再建費	一時生活再建費	六十万円
福祉資金	福祉費	五百八十万円	貸付けの日、分割による交付の場合には最終の貸付けの日から六月以内	据置期間 経過後十年以内	福祉資金	福祉費	五百八十万円
教育支援資金	教育支援費	十万円	貸付けの日から二月以内	据置期間 経過後十年以内	教育支援資金	教育支援費	十万円
就学支度費	就学支度費	五十万円			教育支援資金	教育支援費	十万円
					緊急小口資金	緊急小口資金	十万円

不動産 担保型 生活資 金	不動産担保型 生活資金	月額三十万円	契約の終 了後三月 以内	据置期 間終了 時
------------------------	----------------	--------	--------------------	-----------------

備考 不動産担保型生活資金(第二欄に掲げる 不動産担保型生活資金)をいう。)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、貸付けを行う期間は、貸付資金とその利子を合計した金額が現に居住している土地要保護世帯向け不動産担保型生活資金にあっては現に居住している建物を含む。)の評価額に基づく貸付限度額に達するまでの期間とする。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 印

年度生活福祉資金貸付等補助金の交付申請について
標記補助金について、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請致します。

記

1 補助金額

(1) <u>生活福祉資金貸付資金</u>	円
(2) 生活福祉資金貸付事業推進費	円
内訳	
民生委員実費弁償費	円
市区町村社会福祉協議会事務費	円
県社会福祉協議会事務費	円

2 目的

(1) 生活福祉資金貸付資金
県内に居住する低所得世帯、要保護世帯及び高齢者世帯に対し、生活福祉資金を低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるよう援護を行うためのものである。

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費
生活福祉資金の貸付等の事務を行うためのものである。

3 添付書類

(1) 生活福祉資金貸付資金

ア	年度生活福祉資金貸付事業計画書
イ	年度生活福祉資金貸付所要額調査書
ウ	<u>年度生活福祉資金貸付金収支予算書</u>
エ	福岡県社会福祉協議会予算書

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費

ア	年度生活福祉資金貸付事業推進費事業計画書
イ	年度生活福祉資金貸付事業推進費所要額調査書
ウ	年度生活福祉資金貸付事業推進費収支予算書
エ	福岡県社会福祉協議会予算書

様式第二号(第六条関係) (略)

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 印

年度生活福祉資金貸付等補助金に係る
事業実績報告書の提出について
標記について、下記により決定を受けた補助金による当該事業を完了しましたので、事業の実績を報告いたします。

記

年 月 日 第 号	円
年 月 日 第 号	円

1 補助金 円

2 補助金受入年月日及び金額

年 月 日	円
年 月 日	円

3 添付書類

(1) 生活福祉資金貸付資金

ア	運営委員会及び貸付実施状況
イ	年度生活福祉資金貸付事業報告書

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費

ア	専任職員配置状況
イ	運営委員会及び貸付実施状況
ウ	年度生活福祉資金貸付事業推進費交付実績表
エ	年度生活福祉資金貸付事業推進費補助金支出額内訳書

不動産 担保型 生活資 金	不動産担保型 生活資金	月額三十万円	契約の終 了後三月 以内	据置期 間終了 時
------------------------	----------------	--------	--------------------	-----------------

備考 不動産担保型生活資金(第二欄に掲げる 不動産担保型生活資金)をいう。)及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、貸付けを行う期間は、貸付金とその利子を合計した金額が現に居住している土地要保護世帯向け不動産担保型生活資金にあっては現に居住している建物を含む。)の評価額に基づく貸付限度額に達するまでの期間とする。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 印

年度生活福祉資金貸付等補助金の交付申請について
標記補助金について、下記の金額を交付されるよう関係書類を添えて申請致します。

記

1 補助金額

(1) <u>生活福祉資金貸付金</u>	円
(2) 生活福祉資金貸付事業推進費	円
内訳	
民生委員実費弁償費	円
市区町村社会福祉協議会事務費	円
県社会福祉協議会事務費	円

2 目的

(1) 生活福祉資金貸付金
県内に居住する低所得世帯、要保護世帯及び高齢者世帯に対し、生活福祉資金を低利で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるよう援護を行うためのものである。

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費
生活福祉資金の貸付等の事務を行うためのものである。

3 添付書類

(1) 生活福祉資金貸付金

ア	年度生活福祉資金貸付事業計画書
イ	年度生活福祉資金貸付所要額調査書
ウ	<u>年度生活福祉資金貸付金収支予算書</u>
エ	福岡県社会福祉協議会予算書

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費

ア	年度生活福祉資金貸付事業推進費事業計画書
イ	年度生活福祉資金貸付事業推進費所要額調査書
ウ	年度生活福祉資金貸付事業推進費収支予算書
エ	福岡県社会福祉協議会予算書

様式第二号(第六条関係) (略)

様式第3号(第10条関係)

第 号
年 月 日

福岡県知事 殿

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 印

年度生活福祉資金貸付等補助金に係る
事業実績報告書の提出について
標記について、下記により決定を受けた補助金による当該事業を完了しましたので、事業の実績を報告いたします。

記

年 月 日 第 号	円
年 月 日 第 号	円

1 補助金 円

2 補助金受入年月日及び金額

年 月 日	円
年 月 日	円

3 添付書類

(1) 生活福祉資金貸付金

ア	運営委員会及び貸付実施状況
イ	年度生活福祉資金貸付事業報告書

(2) 生活福祉資金貸付事業推進費

ア	専任職員配置状況
イ	運営委員会及び貸付実施状況
ウ	年度生活福祉資金貸付事業推進費交付実績表
エ	年度生活福祉資金貸付事業推進費補助金支出額内訳書